

令和 7 年 11 月 13 日

総務大臣 林 芳正 様

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県八潮市道路陥没事故に対する財政支援等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国のインフラ施設について、今後20年で建設後50年以上経過する割合が加速度的に高くなることが示されるなど、インフラ施設の適切な維持管理・更新や予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策が急務となっています。令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は、長期にわたり住民生活に甚大な影響を及ぼしておりますが、この事故は硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものと考えられると結論付けられており、下水道管の老朽化対策は喫緊の課題であります。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 埼玉県八潮市道路陥没事故に関連する要望

(1) 現状・課題等

令和 7 年 1 月 28 日に埼玉県八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の腐食した下水道管に起因すると考えられる陥没が起き、走行中のトラックが転落する事故が発生した。

令和 7 年 9 月に公表された、八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会の間取りまとめでは、「今回の道路陥没は、埼玉県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するもの

と考えられる。」と結論付けられた。

同委員会では、引き続き、下水道管の破損について徹底した調査・検証を行うとともに、下水道管の点検・調査、修繕方法の検討を行う予定である。県としては、必要な緊急的措置に加え、破損した下水道管の抜本的な対策を行うとともに、国においては、全国的な道路陥没事故の未然防止対策を推進し、国土強靱化の実現を図る必要がある。

また、実際にこのような重大な事案が発生したことについて、その原因を明らかにし、現状の下水道の維持管理の在り方、ひいては今後の流域下水道の在り方などについても、検証していく必要がある。

そのため、中長期的なインフラの在り方及び更新に際しての費用負担の在り方について見通しがつくまでは、ウォーターPPPの推進は慎重な検討を要する。

さらには、大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている中で、流域下水道にとどまらず、国においては、老朽化したインフラの早急な対策及びその財源について、中長期的な観点から方向性を打ち出す必要がある。

(2) 要望項目

今回の事故を踏まえ、全国的にも大量のインフラが更新時期を迎える中、老朽化するインフラの更新を積極的に推進するための新たな枠組みを設けたうえで、安定的な財源を確保すること。

大規模流域下水道については、更新や適切な点検の手法が確立されない中、国の方針に基づき整備が推進され、自治体がこれを管理してきたことを踏まえると、今回の事故発生箇所の本格的な復旧については、部分的な対策のみでは不十分であるため、陥没箇所復旧の財政支援に加え、二条化などによる抜本的な対策に向けた国からの技術的支援及び財政的支援を行うこと。

道路陥没事故の未然防止やリダンダンシーの確保を目的とした対策を全国的に推進するための技術的確立を行うとともに、第1次国土強靱化実施中期計画に位置付けられた「上下水道施設の耐災害性強化」及び「上下水道施設の戦略的維持管理・更新」の着実な推進に必要な予算の確保を行

うこと。

現在、国が推進しているウォーターPPP については、インフラの中長期に渡る更新や費用負担の在り方に目途がつくまでは、慎重に検討するとともに、下水道に対する国の財政的支援については、ウォーターPPP を前提条件としない制度設計に見直すこと。

多大な経費が見込まれる下水道施設の更新費用を受益者負担とすることの是非など、下水道施設の更新費用に係る負担の在り方について、国民的な議論を通じ見直すとともに、早急な対応が必要とされた箇所については、国の責任で財政措置を行うこと。

2 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

(1) 現状・課題等

地方税収が全体として増加する中、地方法人課税における税源の偏在により、自治体間の財政力格差が一層拡大しており、こども施策をはじめ様々な行政サービスに地域間格差が生じる大きな要因となっている。

特に、E コマースの更なる進展等により、経済センサスにおける小売業のインターネット販売額が直近 5 年間で 2.5 兆円増加している一方で、個人小売店の店舗数や売上高が減少していることなどから、インターネット販売の全国シェアが高い東京都への税収集中がより一層進んでいる。

地方法人課税については、令和元年度に法人事業税の約 3 割を分離し、不交付団体に対する譲与を制限した上で人口を基準に各都道府県に再配分する特別法人事業税・譲与税制度が創設され、一定の偏在是正措置が講ぜられているところである。

しかしながら、東京都の地方交付税等の算定における財源超過額は、令和 3 年度は 5,513 億円、令和 4 年度は 1 兆 3,719 億円、令和 5 年度は 1 兆 5,920 億円、令和 6 年度は 1 兆 7,873 億円、令和 7 年度は 1 兆 9,917 億円と年々拡大し、令和元年度の税制改正時の約 1.2 兆円を既に大きく上回っている状況である。

また、住民一人当たりの法人関係税（地方法人二税に特別法人事業譲与税を加えた額）で比較すると、本県と東京都の格差は再び 2.9 倍に拡大し、

依然として税源が偏在している状況にある。

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第 9 条においては、「政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

現在、令和 7 年度与党税制改正大綱や「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025）を受け、「地方税制のあり方に関する検討会」において検討が進んでいる一方で、東京都と周辺自治体の地域間格差がもはや看過し得ない水準にまで拡大しており、税源の偏在是正措置は待ったなしの状況となっている。

(2) 要望項目

令和元年度の特別法人事業税・譲与税制度創設時からの地域間格差の更なる拡大やEコマースの進展等による地方法人関係税収の東京都への集中を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第 9 条に基づき、法律の施行後の全国状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し適切な偏在是正措置を早急に講じること。

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、適切な偏在是正措置を早急に講じること。

3 いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止について

(1) 現状・課題等

令和 7 年 8 月 27 日に、地方六団体及び指定都市市長会から、「いわゆる『ガソリンの暫定税率』廃止に関する緊急提言」を提出したところである。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」による税収は、揮発油税、地方揮発油税のほか、軽油引取税をあわせて約 1.5 兆円と見込まれており、地方の道路整備や維持管理、老朽化対策等にも充てられる重要な財源となっている。また、このうち地方の財源は、軽油引取税及び地方揮発油譲与税をあわせ

て約 5 千億円と試算されており、財源の乏しい地方にとって極めて貴重なものとなっている。

本県についても、仮に、暫定税率が廃止された場合、令和 7 年度当初予算ベースで、地方揮発油譲与税が約 4 億円、軽油引取税が約 275 億円、合計 279 億円の減収が見込まれる。

(2) 要望項目

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止は、地方における安定的な行政サービスの提供及び財政運営に多大な影響が生じることから、その減収分については国が代替となる恒久財源を措置するなど適切に対応すること。

地方の安定財源の確保は国の責務であり、仮に、暫定税率を廃止する場合は、安定的に国民の利益に資する持続的な税制度を構築すること。

4 県民の暮らしの安心を確保するための警察官の増員

(1) 現状・課題等

近年の治安情勢として、人身安全関連事案への的確な対処、特殊詐欺対策をはじめとした犯罪対策の推進、交通事故防止対策の推進、サイバー空間の脅威への的確な対処、凶悪・重要事犯の迅速な検挙、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織の壊滅、テロ・災害等緊急事態への的確な対処が警察に求められる中、令和 7 年度は増員 175 人が措置された。

しかしながら、本増員措置後も本県警察官 1 人当たりの負担人口は、17 年連続全国ワースト 1 位、負担刑法犯認知件数は、10 年連続全国ワースト 1 位に位置しており、警察官の業務負担が依然として過重である。

平成 12 年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官 1 人当たりの負担人口が 500 人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされ、全国平均が 475 人であるところ、本県は 626 人である。

こうした情勢の中、警察庁が令和 8 年度予算概算要求において、地方警察官 475 人の増員を要求しており、本県警察官の過重な業務負担を緩和するためには、本県に 1 人でも多くの増員が措置される必要がある。

(2) 要望項目

本県警察官の過重な業務負担を緩和し、本県の治安を安定的に維持していくため、警察官を増員すること。

5 地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行に対する支援

(1) 現状・課題等

国は、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行を求めているが、本県では、令和7年7月末時点で県を含む27自治体162システムが特定移行支援システムに該当する見込みである。

国においては、移行期限を原則令和7年度末までとしつつ、特定移行支援システムについては最長で令和12年度末まで延長し、さらに、移行経費についても、補助上限額の見直しや基金の増額等の見直しを行った。

しかし、現在の補助上限額については、令和6年8月に国が実施した調査を基に算出されており、物価や人件費が高騰している中、依然として移行経費に係る財源の不足が懸念される。

また、移行後の運用経費についても、ガバメントクラウド利用料、ネットワーク回線利用料など、従来以上の負担が想定される。

令和7年度から、ガバメントクラウドへの移行に伴う運用経費の増加分については、普通交付税で措置することとされ、また、令和7年6月13日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2025』において、国は移行後のシステム運用経費に係る総合的な対策に基づく取組を進めることとされたが、運用経費の負担が十分軽減されない懸念がある。

(2) 要望項目

地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行を実現するため、各自治体における移行経費を適切に把握し、引き続き必要な財政支援措置を講ずること。

自治体の運用経費の負担を軽減するため、各自治体の状況に応じた確実な財政支援措置を講ずること。